

保安規程変更届出書

原 第 23 号
2022 年 7 月 1 日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣

萩生田 光一 殿

富山市牛島町 15 番 1 号
北陸電力株式会社
代表取締役社長 松田 光司
社長執行役員

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第 42 条第 2 項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	2022 年 7 月 1 日

以 上

別 紙

変 更 の 内 容

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕について，別添の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改正前後表の改正後欄のとおり変更する。

以 上

別 添

保安規程〔電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）〕改正前後表

保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] 改正前後表

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p style="text-align: center;">[電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)]</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 2009年1月1日制定 2021年7月1日改正 </div> <p style="text-align: center;">北陸電力株式会社</p>	<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p style="text-align: center;">[電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)]</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 2009年1月1日制定 2022年7月1日改正 </div> <p style="text-align: center;">北陸電力株式会社</p>	<p>・改正・施行日の変更。</p>

改正前	改正後	備考
<p>(中略)</p> <p>(目的・方針) 第1条 保安規程は、電気事業法第42条第1項に基づき、公共の安全を確保し、環境の保全をはかるため、電気事業の用に供する原子力発電工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用の保安に関する基本的事項を定めることにより、電気工作物の保安確保に万全を期することを目的とする。</p> <p>(適用範囲) 第2条 保安規程は、当社のすべての電気工作物の保安管理に適用する。</p> <p>2 保安規程の運用に関する社内規則を別表第4に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>(保安に関する組織体制) 第4条 電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する組織体制及び業務分掌は、別表第1に示すとおりとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>(目的・方針) 第1条 保安規程は、電気事業法第42条第1項に基づき、公共の安全を確保し、環境の保全をはかるため、電気事業の用に供する原子力発電工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用の保安に関する基本的事項を定めることにより、電気工作物の保安確保に万全を期することを目的とする。</p> <p>(適用範囲) 第2条 保安規程は、当社のすべての電気工作物の保安管理に適用する。</p> <p>2 保安規程の運用に関する社内規則を別表第4に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>(保安に関する組織体制) 第4条 電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する組織体制及び業務分掌は、別表第1に示すとおりとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>・記載の適正化 （他の条文と記載表現を統一）</p>

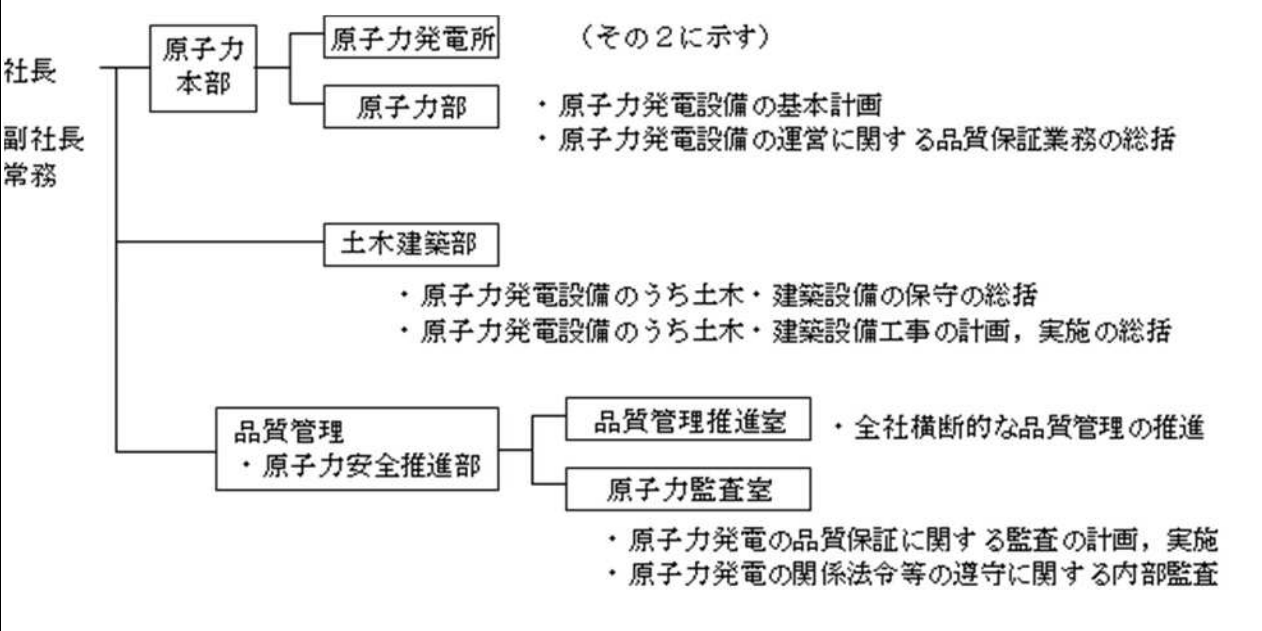
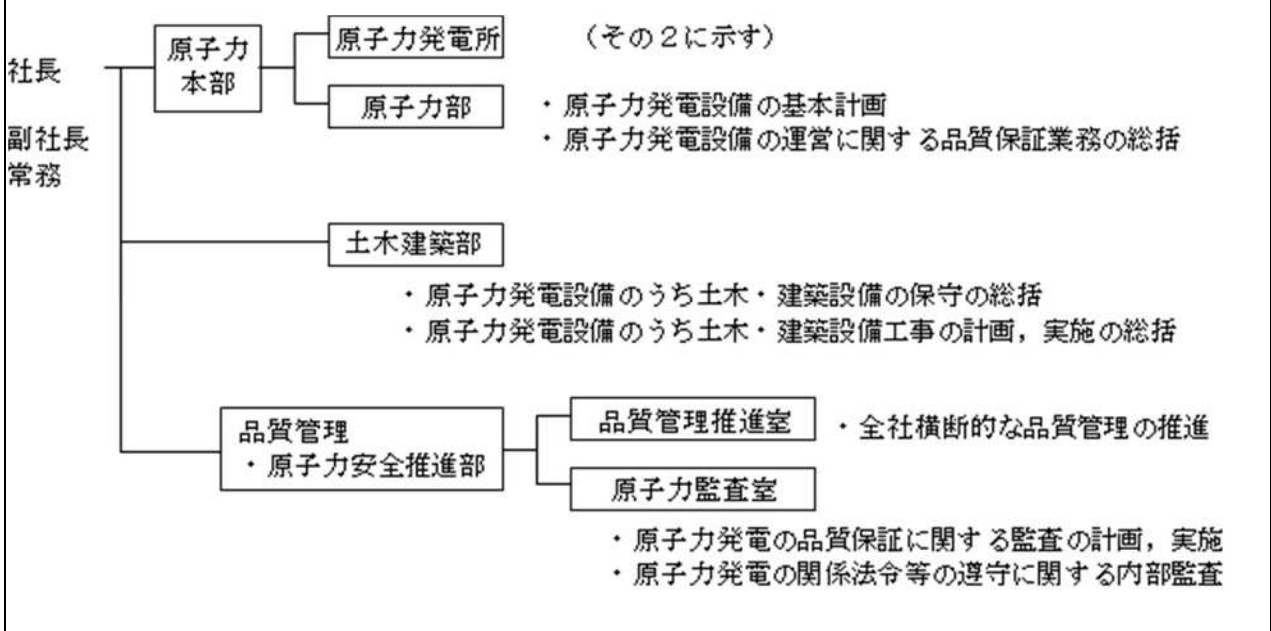
改正前	改正後	備考												
<p>(主任技術者の選任)</p> <p>第7条 電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安の監督にあたらせるため電気事業法第43条に定めるところにより，次の各号に掲げる主任技術者を工事，維持及び運用の実施に直接関わらない者から選任する。</p> <p>(1) 電気主任技術者</p> <p>(2) ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>2 主任技術者の職位は，その独立性を確保し，十分な責任と権限を持たせるように，また，原子力発電所では，責任範囲が適切な規模となるように，原則として次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="290 814 1264 1045"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>職位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気主任技術者</td> <td>所長，所長代理，室長，部長，課長</td> </tr> <tr> <td>ボイラー・タービン主任技術者</td> <td>所長，所長代理，室長，部長，課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の26に定める発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）の選任については，原子炉等規制法第43条の3の24に基づき定める「志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定」（以下「保安規定」という。）第8条の定めるところによる。以下，第8条，第10条，第11条及び第12条において同じ。</p> <p>(中略)</p>	種別	職位	電気主任技術者	所長，所長代理，室長，部長，課長	ボイラー・タービン主任技術者	所長，所長代理，室長，部長，課長	<p>(主任技術者の選任)</p> <p>第7条 電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安の監督にあたらせるため電気事業法第43条に定めるところにより，次の各号に掲げる主任技術者を工事，維持及び運用の実施に直接関わらない者から選任する。</p> <p>(1) 電気主任技術者</p> <p>(2) ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>2 主任技術者の職位は，その独立性を確保し，十分な責任と権限を持たせるように，また，原子力発電所では，責任範囲が適切な規模となるように，原則として次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1469 814 2442 1045"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>職位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気主任技術者</td> <td>所長，所長代理，室長，部長，課長</td> </tr> <tr> <td>ボイラー・タービン主任技術者</td> <td>所長，所長代理，室長，部長，課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の26に定める発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）の選任については，原子炉等規制法第43条の3の24に基づき定める「志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定」（以下「保安規定」という。）第8条の定めるところによる。以下，第8条，第10条，第11条及び第12条において同じ。</p> <p>(中略)</p>	種別	職位	電気主任技術者	所長，所長代理，室長，部長，課長	ボイラー・タービン主任技術者	所長，所長代理，室長，部長，課長	<p>・記載の適正化 （他の条文と記載表現を統一）</p>
種別	職位													
電気主任技術者	所長，所長代理，室長，部長，課長													
ボイラー・タービン主任技術者	所長，所長代理，室長，部長，課長													
種別	職位													
電気主任技術者	所長，所長代理，室長，部長，課長													
ボイラー・タービン主任技術者	所長，所長代理，室長，部長，課長													

改正前	改正後	備考
<p>(中略)</p> <p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 主任技術者は、関係法令等を遵守し電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行うものとし、次の各号に定める職務を含めて責任をもって遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて関係責任者（本店各部及び原子力発電所の長を含む）に対し指示、指導・助言する。</p> <p>(2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関し、保安上必要な場合には、関係責任者（本店各部及び原子力発電所の長を含む）に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) 原子炉等規制法に基づく使用前事業者検査及び定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導、監督を行う。</p> <p>(4) 所管官庁が法令に基づき行う立入検査には、原則として立会う。</p> <p>(5) 所管官庁が電気事業法に基づき行う使用前検査には、あらかじめ定めた区分に基づき、検査への立会または検査記録の確認を行う。</p> <p>2 原子炉主任技術者の職務については、保安規定第9条の定めるところによる。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 主任技術者は、関係法令等を遵守し電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行うものとし、次の各号に定める職務を含めて責任をもって遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて関係責任者（本店各部及び原子力発電所の長を含む）に対し指示、指導・助言する。</p> <p>(2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関し、保安上必要な場合には、関係責任者（本店各部及び原子力発電所の長を含む）に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) 原子炉等規制法に基づく使用前事業者検査及び定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導、監督を行う。</p> <p>(4) 所管官庁が法令に基づき行う立入検査には、原則として立会う。</p> <p>(5) 所管官庁が電気事業法に基づき行う使用前検査には、あらかじめ定めた区分に基づき、検査への立会又は検査記録の確認を行う。</p> <p>2 原子炉主任技術者の職務については、保安規定第9条の定めるところによる。</p> <p>(中略)</p>	<p>・記載の適正化 （他の条文と記載表現を統一）</p>

改正前	改正後	備考
<p>(教育・訓練)</p> <p>第13条 電気工作物の工事，維持及び運用に従事する者に対しては，日常の業務を通じて，各々の従事する業務に応じた保安に関する教育・訓練を行うとともに，計画的な教育・訓練を実施する。</p> <p>2 保安に関する教育・訓練は，次の各号に定める内容のうち，各々の従事する業務に必要となるものを行う。</p> <p>(1) 電気事業法及びこれに係る法令並びに保安規程に関する事項</p> <p>(2) 法令遵守（コンプライアンス）に関する事項</p> <p>(3) 電気工作物の設計，工事，巡視，点検，検査，補修及び運転に関する知識，技能の習得，向上に資する事項</p> <p>(4) 第19条第2項に基づく事故時及び第20条に基づく非常災害時の措置並びにその演習，訓練に関する事項</p> <p>3 前項各号に定める保安に関する教育・訓練を定期的に評価し，必要に応じ改善する。</p> <p>(中略)</p> <p>(工事計画の認可・届出)</p> <p>第14条 電気工作物の設置または変更の工事を行うときは，次の各号に定める内容について別に定める方法により確認する。</p> <p>(1) 電気事業法に基づく工事計画の認可・届出を必要とする工事に該当するかどうか。</p> <p>(2) 認可・届出を行う必要がある場合には，電気事業法の規定に基づいて手続きが取られたか。</p> <p>(工事に係る検査，巡視及び点検)</p> <p>第15条 電気工作物の工事中又は工事終了時において「発電用原子力設備に関する技術基準」及び「発電用火力設備に関する技術基準」並びに「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準」（以下「技術基準」という。）に適合していること並びに保安上支障のないことを確認するために，保安規定第106条の定めるところにより，必要に応じて検査，巡視及び点検を行うとともに，第22条に従い適切に検査の記録を管理する。</p>	<p>(教育・訓練)</p> <p>第13条 電気工作物の工事，維持及び運用に従事する者に対しては，日常の業務を通じて，各々の従事する業務に応じた保安に関する教育・訓練を行うとともに，計画的な教育・訓練を実施する。</p> <p>2 保安に関する教育・訓練は，次の各号に定める内容のうち，各々の従事する業務に必要となるものを行う。</p> <p>(1) 電気事業法及びこれに係る法令並びに保安規程に関する事項</p> <p>(2) 法令遵守（コンプライアンス）に関する事項</p> <p>(3) 電気工作物の設計，工事，巡視，点検，検査，補修及び運転に関する知識，技能の習得，向上に資する事項</p> <p>(4) 第19条第2項に基づく事故時及び第20条に基づく非常災害時の措置並びにその演習，訓練に関する事項</p> <p>3 前項各号に定める保安に関する教育・訓練を定期的に評価し，必要に応じ改善する。</p> <p>(中略)</p> <p>(工事計画の認可・届出)</p> <p>第14条 電気工作物の設置又は変更の工事を行うときは，次の各号に定める内容について別に定める方法により確認する。</p> <p>(1) 電気事業法に基づく工事計画の認可・届出を必要とする工事に該当するかどうか。</p> <p>(2) 認可・届出を行う必要がある場合には，電気事業法の規定に基づいて手続きが取られたか。</p> <p>(工事に係る検査，巡視及び点検)</p> <p>第15条 電気工作物の工事中又は工事終了時において「発電用原子力設備に関する技術基準」及び「発電用火力設備に関する技術基準」並びに「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準」（以下「技術基準」という。）に適合していること並びに保安上支障のないことを確認するために，保安規定第106条の定めるところにより，必要に応じて検査，巡視及び点検を行うとともに，第22条に従い適切に検査の記録を管理する。</p>	<p>・記載の適正化 （他の条文と記載表現を統一）</p>

改正前	改正後	備考
<p>(維持に係る巡視, 点検, 検査及び補修等)</p> <p>第16条 電気工作物を維持するにあたって必要な保安を確保するため, 保安規定第106条の定めるところにより, 次の各号に定める巡視, 点検, 検査及び補修等を行うとともに, 第22条に従い適切に検査の記録を管理する。</p> <p>(1) 電気工作物が, 常に法令で定める技術基準に適合するよう維持すること及び事故の未然防止をはかることを目的として, それぞれの設備実態に応じ, 別表第3に示す巡視を行うとともに, 原子炉毎の保全計画を策定し, これに基づき点検, 検査及び補修等を行う。</p> <p>(2) 事故発生のおそれのある場合及び事故が発生した場合においては, 必要に応じて巡視, 点検, 検査及び補修等を行う。</p> <p>(巡視, 点検及び検査の結果に対する措置)</p> <p>第17条 第15条第1項並びに第16条の巡視, 点検及び検査において, 技術基準に適合しない事項又は電気工作物の健全な運転継続に支障となる事項等保安上改善を要する事項を発見した場合は, 直ちに必要な措置を講ずるとともに必要に応じて恒久的な対策を検討, 実施する。</p> <p>2 第15条第2項の検査において, 技術基準に適合しない事項又は保安上改善を要する事項を発見した場合は, 必要な措置を講じ, 当該電気工作物の保安が確保されることを確認するまで, 当該電気工作物を使用しない。また, 必要に応じて恒久的な対策を検討, 実施し, 同種事項の再発防止に努める。</p> <p>(中略)</p>	<p>(維持に係る巡視, 点検, 検査及び補修等)</p> <p>第16条 電気工作物を維持するにあたって必要な保安を確保するため, 保安規定第106条の定めるところにより, 次の各号に定める巡視, 点検, 検査及び補修等を行うとともに, 第22条に従い適切に検査の記録を管理する。</p> <p>(1) 電気工作物が, 常に法令で定める技術基準に適合するよう維持すること及び事故の未然防止をはかることを目的として, それぞれの設備実態に応じ, 別表第3に示す巡視を行うとともに, 原子炉毎の保全計画を策定し, これに基づき点検, 検査及び補修等を行う。</p> <p>(2) 事故発生のおそれのある場合及び事故が発生した場合においては, 必要に応じて巡視, 点検, 検査及び補修等を行う。</p> <p>(巡視, 点検及び検査の結果に対する措置)</p> <p>第17条 第15条並びに第16条の巡視, 点検及び検査において, 技術基準に適合しない事項又は電気工作物の健全な運転継続に支障となる事項等保安上改善を要する事項を発見した場合は, 直ちに必要な措置を講ずるとともに必要に応じて恒久的な対策を検討, 実施する。</p> <p>-----</p> <p>(中略)</p>	<p>・記載の適正化 (他の条文と記載表現を統一)</p> <p>・記載の適正化 (2021年7月1日改正時に削除した第15条第2項に関連する記載を削除)</p>

改正前	改正後	備考
<p>(運転、操作の基本)</p> <p>第18条 電気工作物の運転、操作を行うにあたっては、常時及び異常時の供給確保に万全を期することはもとより、保安確保上次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>(1) 電気工作物の運転、操作にあたっては、管理職は機器の性能及び取扱方法を熟知した者に運転、操作を実施させるか、若しくは運転、操作を行う者の監督にあたらせる。</p> <p>(2) 電気工作物の運転、操作にあたっては、必要に応じあらかじめ手順を定める他、操作の都度安全を確認するなど、適切な方法、手順により確実に行う。</p> <p>(3) 北陸電力送配電株式会社の中央給電指令所等からの指令で運転、操作を行う必要がある場合は、給電申合書に基づき給電指令によりこれを行う。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>(災害その他非常時の措置)</p> <p>第20条 台風、洪水、高潮、地震、津波、豪雪、大火及び原子力災害等に対する電気工作物の保安の確保については、災害対策基本法第39条及び原子力災害対策特別措置法第7条の定めるところによる。</p> <p>2 武力攻撃事態等に対する電気工作物の保安の確保については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第36条の定めるところによる。</p> <p>(発電所の運転を相当期間停止する場合の保全)</p> <p>第21条 発電所の運転を相当期間停止する場合等は、保安規定第106条の定めるところにより、特別な保全計画を策定し、これに基づき点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>2 休止により、相当期間停止する場合であって、設備の休止部分と運転部分とが混在する場合、両者を明確に区分し、連結部分は分離させる。</p> <p>3 設備の運転を再開するにあたっては、点検を行うほか、必要に応じ試験運転を行い、保安確保に万全を期する。</p>	<p>(運転、操作の基本)</p> <p>第18条 電気工作物の運転、操作を行うにあたっては、常時及び異常時の供給確保に万全を期することはもとより、保安確保上次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>(1) 電気工作物の運転、操作にあたっては、管理職は機器の性能及び取扱方法を熟知した者に運転、操作を実施させるか、若しくは運転、操作を行う者の監督にあたらせる。</p> <p>(2) 電気工作物の運転、操作にあたっては、必要に応じあらかじめ手順を定めるほか、操作の都度安全を確認するなど、適切な方法、手順により確実に行う。</p> <p>(3) 北陸電力送配電株式会社の中央給電指令所等からの指令で運転、操作を行う必要がある場合は、給電申合書に基づき給電指令によりこれを行う。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>(災害その他非常時の措置)</p> <p>第20条 台風、洪水、高潮、地震、津波、豪雪、大火及び原子力災害等に対する電気工作物の保安の確保については、災害対策基本法第39条及び原子力災害対策特別措置法第7条の定めるところによる。</p> <p>2 武力攻撃事態等に対する電気工作物の保安の確保については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第36条の定めるところによる。</p> <p>(発電所の運転を相当期間停止する場合の保全)</p> <p>第21条 発電所の運転を相当期間停止する場合等は、保安規定第106条の定めるところにより、特別な保全計画を策定し、これに基づき点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>2 休止により、相当期間停止する場合であって、設備の休止部分と運転部分とが混在する場合、両者を明確に区分し、連結部分は分離させる。</p> <p>3 設備の運転を再開するにあたっては、点検を行うほか、必要に応じ試験運転を行い、保安確保に万全を期する。</p>	<p>・記載の適正化 (他の条文と記載表現を統一)</p>

改正前	改正後	備考
<p>(中略)</p> <p>(文書管理) 第24条 電気工作物の工事, 維持及び運用に関する保安に必要な文書について, 次の各号の手順を別に定め, これに従い管理する。なお, 保安に必要な文書とは, 別表第4第8号に示す基本的事項を定めた文書, 及びそれに関連する具体的な事項を定めた文書をいう。</p> <p>(1) 文書の作成, 変更, 保存及びそれに係る承認の手順 (2) 第23条第2号の評価を踏まえた文書改善の手順</p> <p>(中略)</p> <p>別表第1 (第4,5条) 保安に関する組織体制及び業務分掌</p> <p>その1</p>  <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>(文書管理) 第24条 電気工作物の工事, 維持及び運用に関する保安に必要な文書について, 次の各号の手順を別に定め, これに従い管理する。なお, 保安に必要な文書とは, 別表第4第8号に示す基本的事項を定めた文書, 及びそれに関連する具体的な事項を定めた文書をいう。</p> <p>(1) 文書の作成, 変更, 保存及びそれに係る承認の手順 (2) 第23条第2号の評価を踏まえた文書改善の手順</p> <p>(中略)</p> <p>別表第1 (第4条) 保安に関する組織体制及び業務分掌</p> <p>その1</p>  <p>(中略)</p>	<p>・記載の適正化 (他の条文と記載表現を統一)</p> <p>・記載の適正化 (他の条文と記載を整合させるため, 関連しない記載を削除)</p> <p>(参考) 第4条では, 保安に関する組織体制及び業務分掌を別表第1のみに示しており, 第5条では, 関係法令及び保安規程の遵守体制を別表第2のみに示している。</p>

改正前	改正後	備考
<p>別表第2（第5条）</p> <p>関係法令及び保安規程の遵守体制</p> <p>本店各部・原子力発電所の長：関係法令を明確化し、率先して関係法令等を遵守 各部門・機関の下級職位を指導・監督 管理職位：関係法令等を熟知、遵守及び一般社員を指導・監督 一般社員：関係法令等を遵守し職務遂行</p>	<p>別表第2（第5条）</p> <p>関係法令及び保安規程の遵守体制</p> <p>本店各部・原子力発電所の長：関係法令を明確化し、率先して関係法令等を遵守 各部門・機関の下級職位を指導・監督 管理職位：関係法令等を熟知、遵守及び一般社員を指導・監督 一般社員：関係法令等を遵守し職務遂行</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

改正前		改正後		備考
別表第3（第16条）		別表第3（第16条）		
巡視に関する標準		巡視に関する標準		
設備別	巡視	備考		
	機器設備	頻度		
原子力発電設備	原子力発電設備全般	* 1回/日	* 高線量区域の巡視は、予め定めた頻度で行う。	
<p>(説明) (1) 本文第16条第1項第2号、第19条及び第20条に基づいて、上記の巡視の他に必要の都度巡視を行う。</p> <p>(2) 災害発生時等巡視員に危険が生じる恐れがある場合は、巡視の頻度を変えることができる。</p> <p>(後略)</p>		<p>(説明) (1) 本文第16条第1項第2号、第19条及び第20条に基づいて、上記の巡視のほかに必要の都度巡視を行う。</p> <p>(2) 災害発生時等巡視員に危険が生じるおそれがある場合は、巡視の頻度を変えることができる。</p> <p>(後略)</p>		<p>・記載の適正化 (他の条文と記載表現を統一)</p>

添付書類

添付書類 1 : 変更理由

変更理由

- (1) 組織改正に伴い、「環境・地域共創部」の名称を変更し、「地域共創部」とするため、関連する記載を変更する。
- (2) 記載の適正化（各条文の記載表現の統一及び記載の整合）を図るため、関連する記載を変更及び削除する。